

## 大口町消費生活相談員設置要綱

### (設置)

第1条 消費者基本法（昭和43年法律第78号）の理念に基づき、消費者の利益の擁護及び増進を図るため、大口町消費生活相談員（以下「相談員」という。）を設置する。

### (資格)

第2条 相談員は、消費生活に関する専門知識を有する者で、かつ第5条に規定する職務を行うに必要な能力を有するものとする。

### (委嘱)

第3条 相談員は、町長が委嘱する。

### (任期)

第4条 相談員の任期は、委嘱を受けた日から翌年3月31日までとする。ただし、再任を妨げない。

### (職務)

第5条 相談員は、次に掲げる職務を行うものとする。

- (1) 消費者からの消費生活に関する商品やサービス等についての相談に応じ、適切な助言をすること。
- (2) 消費生活に関する苦情相談があったときは、内容を整理し、解決に必要な助言をすること。

### (処理方法)

第6条 相談員は、その職務を行うにあたり関係機関と緊密に連携を保ち、円滑に処理するよう努めるものとする。

- 2 相談員は、相談を取り扱ったときは、相談票を作成し、町長に報告するものとする。

### (サービス)

第7条 相談日の開設回数は、月1回以上とする。

- 2 相談員は、職務上知り得た秘密を守るとともに、常に公平、親切かつ迅速に職

務を遂行するものとする。

(報償金)

第8条 相談員の報償金は、予算の範囲内において支給するものとする。

(費用弁償)

第9条 相談員が職務のために出張した場合、その費用弁償として支給する旅費は、実費とする。

(その他必要事項)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (平成20年10月1日 大口町告示第87号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。